

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、当
たる翌日)

◇条

例

目 次

- 職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の一週間の勤務時間の上限を、現行「四十六時間」から「四十四時間」に引き下げることとした。(第二条関係)
- 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- 職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例(人事課)
- 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)
- 鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例(交通・土地対策課)
- 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(児童家庭課)
- 鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例(労政訓練課)
- 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(建築課)
- 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(〃)

公布された条例のあらまし

◇職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休

暇等に関する条例の一部を改正する条例

一 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

二 「四十四時間」に引き下げるここととした。(第二条関係)

三 県費負担教職員の勤務時間について、一と同様の措置を講ずることとした。(第二条関係)

この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

1 信託財産に係る課税の特例

国民年金基金連合会が支給する年金又は一時金に要する費用に関して信託会社等と締結した契約に係る信託財産について生ずる所得については、受託者に課税することとした。(第三十一条関係)

2 その他

損害保険料控除制度の創設に伴う所要の規定の整備を行うこととした。(第三十二条の三関係)

二 事業税に関する事項

信託財産に係る課税について一の1と同様の特例措置を講ず

ることとした。 (第四十七条の二関係)

三 不動産取得税に関する事項

特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づく承認計画に従つて行われた営業の譲渡に係る不動産の取得に対する不動産取得税の減額措置等の適用を受けようとする場合の申告手続等を定めることとした。 (新第六十八条の二十六、第六十八条の二十七関係)

四 その他

所要の規定の整備を行うこととした。 (旧第六十八条の二十

六、附則第二十四条関係)

五 施行期日

この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。ただし、三及び四是、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

一 特別委員の属する機関の職員についても幹事として任命することができますが、幹事の定数を三十二人以内(現行三十人以内)とすることとした。 (第四条関係)

二 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の限度額を次のとおり引き上げることとした。 (別表第三関係)

一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の限度額を次のとおり引き上げることとした。 (別表第三関係)

現	行	改	正	後
鳥取県立倉吉専修職業訓練校	鳥取県立倉吉高等技術専門校			
鳥取県立米子専修職業訓練校	鳥取県立米子高等技術専門校			

区	分	金額(一人月額)			
		現	行	改	正
小居室	一人で使用する場合	二三人で使用する場合	二三人で使用する場合	二三人で使用する場合	二三人で使用する場合
	一三〇、九四〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円	一三八、六三〇円	一三八、六三〇円
大居室	一三一、九四〇円	一四〇、六三〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円
	一三〇、九四〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円	一三九、六三〇円

二 県立境港通勤寮の使用料の限度額を現行月額「一万七千九百七十円」から「一万八千三十円」に引き上げることとした。 (第六条関係)

三 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

一 県立職業訓練校の名称を次のとおり改めることとした。 (第二条関係)

一 県立職業訓練校の名称を次のとおり改めることとした。 (第二条関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 1 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

2 職員の特殊勤務手当に関する条例について一に伴う所要の改正を行うこととした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 入居者資格としての収入の基準及び収入超過者としての収入の基準を次のとおり引き上げることとした。(第四条、第五条、第十九条関係)

種類	入居者資格としての収入の基準	収入超過者としての収入の基準
第一種県 営住宅	十一万五千円を超える十九万八千円以下 (現行十万円を超える十六万三千円以下)	十九万八千円 (現行十六万二千円)
第二種県 営住宅	十一万五千円以下 (現行十万円以下)	十一万五千円 (現行十万円)

二 県営住宅の明渡しの請求に係る収入の基準を三十三万九千円(現行二十六万九千円)に引き上げることとした。(第十九条の二関係)

三 割増賃料に関する規定その他所要の規定の整備を行うこととした。(第二十一条、附則第四項、第五項関係)

四 1 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

◇鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

一 特別県営住宅の入居者資格としての収入の基準の上限を現行「二十六万九千円」から「三十三万九千円」に引き上げることとした。(第四条、第五条関係)

二 この条例は、平成三年四月一日から施行することとした。

条 例

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第四号

職員の勤務時間に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

(職員の勤務時間に関する条例の一部改正)

第一条 職員の勤務時間に関する条例(昭和二十六年九月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十六時間」を「四十四時間」に改める。

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第二条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和三十一年九月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「四十六時間」を「四十四時間」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第五号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次の

ように改正する。

第三十一条第一項ただし書中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「第一百二十八条第三項」の下に「若しくは第百三十七条の十五第四項」を加える。

第三十二条の三中「生命保険料控除額」の下に「、損害保険料控除額」を加える。

第四十七条の二第一項ただし書中「国民年金基金」の下に「若しくは国民年金基金連合会」を、「第一百二十八条第三項」の下に「若しくは第百三

十七条の十五第四項」を加える。

第六十八条の二十六を第六十八条の二十八とし、第六十八条の二十五の

次に次の二条を加える。

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十八条の二十六 法附則第十一条の四第十五項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、特定農産加工業經營改善臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第四条第二項に規定する承認計画（次条において「承認計画」という。）に従つて行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、

知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称並びにその用途

二 不動産を取得した年月日

三 施行令附則第九条の五第三項に規定する建設計画中の不動産（次条において「建設計画中の不動産」という。）にあつては、建設開始年月日

(特定農産加工業者等の経営の改善を促進するための営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課する不動産取得税の徵收猶予に関する申請等)

第六十八条の二十七 法附則第十一条の四第十六項において準用する法第七十三条の二十五の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、承認計画に従つて行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称並びにその用途

二 不動産を取得した年月日

三 建設計画中の不動産にあつては、建設開始予定年月日

- 2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十一条の四第十六項の規定による不動産取得税の徴収猶予の取消し及び還付について準用する。
- 附則第二十四条第四項中「附則第三十条第四項」を「附則第三十二条第四項」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。ただし、第六十八条の二十六を第六十八条の二十八とし、第六十八条の二十五の次に二条を加える改正規定及び附則第二十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第七号

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第六条中「一万七千九百七十円」を「一万八千三十円」に改める。

別表第三中「一三〇、九四〇円」を「一三九、六三〇円」に、「一二九、九四〇円」を「一三八、六三〇円」に、「一三一、九四〇円」を「一四〇、六三〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県条例第六号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成三年三月五日

鳥取県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

鳥取県交通安全対策会議条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第五十一号）の一部を次のように改める。

第四条第一項中「三十人以内」を「三十二人以内」に改め、同条第二項中「委員」の下に「及び特別委員」を加える。

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する

平成3年3月5日 火曜日

条例をここに公布する。

平成3年3月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第八号

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例の一部を改正する条例

鳥取県立専修職業訓練校の位置、名称等を定める条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三百七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県立高等技術専門校の位置、名称等を定める条例

第一条中「鳥取県立専修職業訓練校（以下「訓練校」）」を「鳥取県立高等技術専門校（以下「専門校」）」に、「訓練校の」を「専門校の」に改める。

第一条中「訓練校の」を「専門校の」に改め、同条の表中
 鳥取県立専修職業訓練校
 倉吉専修職業訓練校
 を
 鳥取県立倉吉高等技術専門校

第三条中「訓練校」を「専門校」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年十一月鳥取県条例第三百九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「専修職業訓練校」を「高等技術専門校」に改める。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成3年3月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第四百九号）の一部を次のように改正する。

第四条第六号及び第七号中「十万円」を「十一万五千円」に改める。

第五条第二号中「十万円」を「十一万五千円」に、「十六万二千円」を「十九万八千円」に改める。

第十九条第三項中「十六万二千円」を「十九万八千円」に、「十万円」を「十一万五千円」に改める。

附 则

第十九条の二第一項中「三十六万九千円」を「三十三万九千円」に改め
る。

第二十一条第二項の表中「十六万一千円」を「十九万八千円」に、「二
十万四千円」を「二十四万五千円」に、「十万円」を「十一万五千円」に
改める。

附則第四項中「十六万一千円」を「十九万八千円」に改める。

附則第五項中「十万円」を「十一万五千円」に改める。

附 則

1 この条例は、平成三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前に県営住宅の入居者の公募が開始され、かつ、
同日以後に入居者の決定がされることとなる場合における当該公募に応
じて入居の申込みをした者に係る鳥取県営住宅の設置及び管理に関する

条例（以下「県営住宅条例」という。）第五条第二号に規定する収入の
基準については、この条例による改正後の県営住宅条例の規定にかかわ
らず、なお従前の例による。県営住宅条例第四条に規定する事由がある

場合において、同日前に県営住宅の入居の申込みがされ、かつ、同日以
後に入居者の決定がされることとなるときにおける当該県営住宅の入居

の申込みをした者に係る県営住宅条例第五条第二号に規定する収入の基
準についても、同様とする。

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

平成三年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十号

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和四十三年三月鳥
取県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項及び第五条第二号中「三十六万九千円」を「三十三万九千
円」に改める。

附 則

この条例は、平成三年四月一日から施行する。